

特定外来生物(植物)の

防除にご協力ください！

市内には、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリという「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で指定を受けた植物(以下、「外来植物」という)が生息しています。これらの外来植物は、在来の植物と競合して生息場所を奪うなど、下呂市固有の生態系に悪影響を及ぼします。

今まで以上に防除を進めるため、庭先や農地、事業所の敷地などで外来植物を発見した際には皆さまのご協力をお願いします。

【環境課】

1 発見する

オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリの特徴をそれぞれ把握して、在来の植物と見分けられるようにしましょう。

オオキンケイギク (キク科)

北米原産の多年草。道路沿いや河原などに大きな集団となって広がる。美しい花が密集して咲く様子は見事で、荒地でも生育することから、以前は道路まわりの修景によく利用され、栽培する人も多かった。しかし、旺盛な繁殖力で他の植物を締め出し、生態系に悪影響を及ぼしかねないため、特定外来生物に指定され、規制や防除対象となった。

開花時期 5～8月
防除部分 種子・根
特徴

花：キバナコスモスに似ており、花びらの先がギザギザになっている。

茎：高さは30～70cm。固まって生える。

葉：茎葉は対になって生える。

根元から出る葉には長い柄がある。表裏とも粗い毛がある。

根：地下茎はよく発達し、そこから繁殖する。

種：種子の周囲に円形状の羽があり、風に乗って飛散する。

オオハンゴンソウ (キク科)

北米原産の多年草。草丈が50cm～3mにも伸びる大型の植物で、道路沿いや河原などに広がる。湿気を好み、大群落を成して他の植物を締め出してしまふ。花はクワイモ(菊芋)と似ている。中央の半球状に盛り上がった部分にたくさん筒状の花があり、大きな黄色の花びらが垂れ下がるのが特徴。

開花時期 7～10月

防除部分 種子・根

特徴

花：中央の半球状の盛り上がり

りが花の集まり。(筒状花) 大きめの黄色の花びらが垂れ下がる。

葉：羽状に5～7深裂したギザギザの葉。

茎：50cm～3mにも真っ直ぐ伸び、太くて丈夫な茎。

根：地下茎が発達し、そこから繁殖。地下茎から種の

発芽を抑制して、他の植物のみならず、自らの種子さえ近くに生えさせない特殊能力を持つ。



アレチウリ (ウリ科)

北米原産の1年草。大型のツル植物で、日当たりのいい河原や土手に広がる。葉やツルはざらつき、ツルには白い毛が生え、ウリ科植物特有の巻ヒゲで他の植物に絡みつき、驚異的な生育速度と繁殖力で密生する。冬になると枯死する。

開花時期 8～9月

防除部分 全ての部位

特徴

葉…ハート型の五角形の葉がツルから1本ずつ伸びる。

巻ヒゲ…葉と対生するように巻きヒゲを伸ばし、他の植物に絡みつく。

ツル…ウリ科の植物らしく、10m近くにもなる長いツルを伸ばす。白い毛が生える。

花…白い花が咲き、球状の雌花と球状にならない雄花がある。

果実…金平糖状の果実には鋭いトゲが密生。1cm程度の果実に1つの種子がある。

根…根は深く張るが小さい。

在来種(クズ)との見分け方

特定外来生物であるアレチウリと、在来種のクズは同じような場所に生え、同じような生態をしています。クズは生態系に悪影響を与えるものではありませんが、他の植物を覆って光を遮ります。

アレチウリ (ウリ科)

- ・ツルから1枚ずつ五角形の葉が生える。
- ・ツルには白い毛が生える。
- ・ウリ科特有の巻ヒゲがある。
- ・根は深く張るが小さい。



クズ (マメ科)

- ・ツルから3枚1組の葉が生える。
- ・ツルには黒っぽい毛が生える。
- ・巻ヒゲはない。
- ・根は大きく、葛粉が取れる。



詳しくは下呂市ホームページをご確認ください。



2 防除する

3種の外来植物とも全草を根元から引き抜き、草丈を30cm以下とし、袋に入れ種子が落ちないように袋の口元をしつかりと結び、排出してください。

■ 駆除した外来植物が少量の場合

自身の家庭ごみと一緒に市の可燃専用袋(青色の袋)に

入れ、市のごみ収集日にごみステーションへ排出してください。

■ 駆除した外来植物が多い場合

地元の自治会にある専用袋と環境美化シールをお使いいただくか、下呂市クリーンセンターなどの市のごみ処理施設へ直接持ち込んでください。原則無料です。

※ごみステーションへの排出は5袋までとし、1袋につき8kg程度(片手で持てる重さ)にしてください。5袋を超える場合は2、3回に分けて排出するか、市施設へ直接持ち込みしてください。

3 知らせる

耕作放棄地などで広範囲にわたり外来植物が群生するなど、個人や地域での防除が困難な場合は、環境課までご相談ください。



注意

特定外来生物に指定されたものについては飼養、栽培、保管などを行うことが禁止されています。違反した場合、違反内容によって非常に重い罰則が課せられます。

<p>■ 個人の場合 懲役3年以下もしくは 300万円以下の罰金</p> <p>■ 法人の場合 1億円以下の罰金</p>

特定外来生物防除のチラシ(カラー写真付き)もありますので、必要な人は環境課までお気軽にお問い合わせください。

(☎) 26・5011